

○都市計画税の使途

都市計画税は、都市計画事業（都市計画道路の整備、下水道整備、公園整備など）及び土地区画整理事業等の経費に充てるために課税される目的税です。

刈谷市の当初予算における、都市計画税及び都市計画事業費への充当状況については、下記のとおりです。

【年 度】

令和6年度 当初予算

【歳 入】

都市計画税 3,164,969 千円

【歳 出】

都市計画事業に要する経費 5,077,671 千円

(単位：千円)

区 分	全体事業費	都市計画税 充当額
街 路	1,918,727	485,032
公 園	930,842	514,154
下 水 道	1,940,341	1,937,372
そ の 他	231,203	171,940
市街地開発事業	0	0
都市計画事業計	5,021,113	3,108,498
土地区画整理事業	0	0
地方債償還額	56,558	56,471
合 計	5,077,671	3,164,969